会議録

1 会議名

令和元年度 第4回高田区地域協議会

- 2 議題(公開・非公開の別)
 - (1) 令和元年度地域活動支援事業について(採択)(公開)
 - (2) 高田区地域協議会の協議予定について(公開)
 - (3) 旧北本町ガス供給所地下水水質調査結果について(公開)
- 3 開催日時

令和元年6月17日(月) 午後6時30分から午後7時07分まで

4 開催場所

高田公園オーレンプラザ 会議室

5 傍聴人の数

1人

6 非公開の理由

- 7 出席した者(傍聴人を除く)氏名(敬称略)
 - ・委員: 高野恒男(副会長)、吉田昌和(副会長)、
 飯塚よし子、浦壁澄子、大滝利彦、小川善司、小竹 潤、
 佐藤三郎、澁市 徹、杉本敏宏、髙橋浩輔、松矢孝一、宮崎 陽、
 山本信義、吉田隆雄
 - ・事務局:南部まちづくりセンター 堀川センター長、佐藤係長、小林主任
- 8 発言の内容

【佐藤係長】

- ・西山会長、北川委員、小林委員、山中委員を除く15人の出席があり、上越市地域 自治区の設置に関する条例第8条第2項の規定により、委員の半数以上の出席を 確認、会議の成立を報告
- ・同条例第8条1項の規定に、議長は会長が務めることとあるが、本日は西山会長が 欠席のため、地方自治法第202条の6第5項の規定により、副会長が職務を代理 するということになり、両副会長の合議の結果、髙野副会長が議長を務めることを

報告。

【髙野副会長】

- 会議の開会を宣言
- ・会議録の確認: 髙野副会長、山本委員 次第2「議題等の確認」について、事務局に説明を求める。

【堀川センター長】

資料により説明。

【髙野副会長】

「議題等の確認」について、質疑を求めるがなし。

―令和元年度地域活動支援事業について(採択)―

【髙野副会長】

次第3議題(1)「令和元年度地域活動支援事業について(採択)」に入る。

前回の会議では、基本審査や共通審査の採点結果等をもとに、順位が確定し、1位から21位までを採択事業とするかどうかまで決まった。

まず、順位等については、前回の資料の内容のとおりでよいかどうかを諮り、委員 全員の了承を得る。

その後、採択の承認を諮る際に、委員から「採点結果順位14位の『寺町の魅力を 地域に発信する活動事業』について、事業内容の一部が憲法に抵触する可能性がある のではないか、採択をする前に市の見解を聞きたい。」との意見が出された。

また他の委員から「受付したその他の事業についても再確認し、採択については、 市が全ての事業を確認した後の方がよい。」という意見が出され、前回の会議では採 択が見送られた。

この件について、事務局に説明を求める。

【堀川センター長】

前回の会議では、委員より、資料No.1にある、採点結果順位14位の「寺町の魅力を地域に発信する活動事業」の「環境整備活動及び花いっぱい運動」について、「上越高等学校跡地の道路側の花壇整備を充実する」目的で実施される、植栽に係る経費

は、日本国憲法第89条で定める「公の財産の支出又は利用の制限」に抵触し、市の補助金として支出されれば、憲法違反になるのではないかとの意見があった。その理由としては、事業提案書に上越高等学校跡地と記載されている土地は、宗教法人の土地であり、そこは本来、所有者の宗教法人が管理しなければならない。しかし、事業内容を見ると、その宗教法人の代表が構成員になっている寺町まちづくり協議会が、補助金を活用して花の苗等を購入し、その場所の花壇に花を植えて管理するものである。結果として、宗教法人が所有する土地の管理に、補助金として公金を充てることが憲法違反となるかどうか疑義があるため、市の見解を聞きたいとのことであった。

事務局としては、6月13日に、寺町まちづくり協議会の会長、副会長と直接お会 いし、事情を聴いたところ、まず、提案書に宗教法人の土地と記載せず、「上越高等 学校跡地」とした理由は、「宗教法人の土地」として表記するよりも「上越高等学校」 跡地」の方が、事業の場所を容易に特定してもらえるのではないかと考えたものであ り、宗教法人の土地であることを隠すといった意図はないとのことであった。また、 この土地を借りた理由は、その土地には上越高等学校の建物があったが、移転に伴 い、校舎が取り壊され、広大な空き地になった。寺町地域の中心的道路である「表寺 町通り」を閑散とさせないため、多くの住民が通行する通りに面した一部に、潤いや 賑わいの創出、緑化活動の一環として花壇を設置したいと考え、土地の所有者である 宗教法人から無償で借用し、平成28年度の地域活動支援事業で花壇を整備し、それ 以後、毎年花を植える活動を行っている。花壇を整備し、花の苗等を植える活動の目 的は、寺町まちづくり協議会が発足して以降、まちづくりの一環として、地域の緑を 豊かにするため、様々な環境整備を取り組んでいる。空いた土地を利用して、花壇を 整備し、花の苗等を植えることで、潤いや賑わいのある景観を地域に創出することが できると考え、活動を行っている。寺町寺院群と切り離せない場所で活動をしている が、特定の宗教団体の活動を助長するような行為をしている認識はないとのことで あった。

そして、この件について、自治・地域振興課に確認したところ、他の事例として、 地元町内会が、神社の敷地内にあるお堀の堆積した土砂を掘削し、親水公園として整 備する事業について、「その事業は、農業用水の確保と地元住民の福祉の向上に寄与 する目的で整備されているものであり、その事業そのものに、宗教的意義があるわけでもなく、特定の宗教を支援するものではない。」として判断した事例があるとのことであった。今回の事例も、それと同類であり、寺町まちづくり協議会が花壇を整備し、花を植える事業は、地域の景観を整備し、潤いや賑わいのある通りを創出する目的で実施しているので、問題ないと判断した。

また、総務管理課の法務担当にも同様に確認したところ、問題はないとのことであった。法務担当からは、最終的な判断については、裁判所である司法が社会通念に従い、客観的・総合的に判断される問題であるといわれた。そして、その特定の宗教との関わりが、社会的・文化的条件に照らして、信教の自由の保障の確保との関係で、「相当とされる限度を超える。」と判断した場合には、違憲とされる可能性がある。その「限度を超える。」というものは、「相当ひどい。」と裁判所が判断したものでなければ、違憲にはならないだろうという見解であった。そして、宗教法人の土地に対して、補助金を交付することについては、全てにおいて駄目かというとそうではないとのことであった。

このことを踏まえて今回の事例をみると、事業が行われる場所は、宗教法人の土地ではあるが、宗教法人しか見ないような場所に花壇を作って花を植えるわけではなく、地域の人が多く通行し、見てもらえる公道に面した場所を、提案団体が宗教法人から無償で借りている状況であること。また、事業の目的についてみれば、提案団体が、地域の環境整備のために花壇をつくり、花を植えて、不特定多数の通行人から見てもらうことを目的に実施しているものであり、特定の宗教の促進や活動を助長したり、その事業そのものが宗教行為であるとは言えないこと。さらに、この花壇は、平成28年度の地域活動支援事業で整備済みであり、その後毎年、花を植えて環境整備活動を実施している経過がある中で、宗教法人が、とても過大な便益を受けてきたか、その事業によって、特定の宗教団体を市が優遇して、肩入れしているように見えるかということを客観的に見た場合、先ほどの「限度を超える」ほどの不適当な状態ではないと考えられる。

以上のことから、今回の事例は、自治・地域振興課の事例判断からしても、事務局 としては問題ないと考えている。あとは、委員各自の判断で、この件について採択か 不採択を決めてもらえればと思う。 また、今年度提案された30事業について、特定の宗教との関わりを含めて、再度 見直したが、問題となる事例等がなかったことを報告する。

【髙野副会長】

今ほどの事務局の説明について、意見、質疑を求めるがなし。

採点結果順位14位の「寺町の魅力を地域に発信する活動事業」及びその他の事業 について、問題なしとしてよいかどうかの採決を行ってよいかについて諮り、委員全 員の了承を得る。

【山本委員】

今ほどの市の見解は、会議録に載るのか。

【堀川センター長】

もちろん、公開の会議で発言したので、会議録には掲載される。

【山本委員】

分かった。たくさん説明してもらったので、少し疑問があるのだが、反論できない ので会議録を確認して意見があればしたい。

【髙野副会長】

今ほどの説明は会議録に残るということなので、よろしくお願いしたい。

高田区における今年度の地域活動支援事業の提案内容について、問題なしとする ことに賛成か反対かで採決する。

※採決 賛成 14人

全会一致で今年度の地域活動支援事業の提案内容に問題ないとすることに決する。 それでは、資料No.1に基づき、採択する事業の決定と補助金額の決定に入る。

今年度の地域活動支援事業は、資料No.1の1ページに掲載されている順位1位から21位までの事業を配分予定額のとおり採択することとしてよいかについて諮り、委員全員の了承を得る。

ボーダーラインより下位の事業、資料No.1の2ページに記載されている順位22 位から30位までの9事業については、不採択としてよいかについて諮り、委員全員 の了承を得る。

次に提案者に対し、附帯意見を付して採択することができるが、附帯意見とすべき 意見はあるかを委員に求めるがなし。 附帯意見を付けるかどうかについて、採決にて判断してよいかについて諮り、委員 全員の了承を得る。

今年度の地域活動支援事業の提案者に対して、附帯意見を付けないことに賛成か、 反対かで採決する。

※採決 賛成 14人

全会一致で附帯意見を付けないことに決する。

以上で審査から採択までを終了する。

次に、予算残額の取扱いについての協議に入る。採択された21事業の補助予定金額の総額が1,224万4千円、予算残額が15万6千円になる見込みである。

これについて、追加募集をするかどうか、皆さんの意見はいかがか。追加募集は行わないこととしてよいか。

【澁市委員】

予算残額は15万6千円であるが、採択された21事業の中で、一番低い採択額は9万4千円である。今回の残額はその額をカバーできる範囲の金額である。今回不採択となった事業でも、それなりの計画に修正されれば、残額15万6千円を有効に使える事業となるのではないかと思う。昨年度の高田区では、予算残額が出ても使わないことが協議会で決められたが、いろいろな方からおかしいと指摘された。せっかく配分された予算なのだから、高田区はただでさえ、割り振られた予算が人口比から見ても少なすぎると言われているので、この残額15万6千円を有効に利用すべきだと考える。追加募集は行うべきだと思う。

【髙野副会長】

その他の意見はあるか委員に求めるがなし。

追加募集を行うかどうかの判断について、採決で決めてよいかについて諮り、委員 全員の了承を得る。

今年度は追加募集を行った方がよいか、行わないでよいかで採決する。

※採決 追加募集を行った方がよい 1人

追加募集を行わないでよい 13人

今年度については追加募集を行わないことに決する。

それでは、今ほど今年度における高田区の採択結果を決めてもらったので、「令和

元年度高田区地域活動支援事業審査採択結果(当日配布資料No.1)」の資料を事務局から配布してもらう。

一高田区地域協議会の協議予定について-

【髙野副会長】

次第3議題(2)「高田区地域協議会の協議予定について」に入る。

5月に行われた第2回地域協議会では、高田区地域協議会における審議状況について、委員から協議をしてもらった。

今回は、その時に出された意見を踏まえ、事務局と正副会長で相談し、今後の協議 予定の案を作成した。

事務局に資料の説明を求める。

【堀川センター長】

資料No.2に基づき説明。

【髙野副会長】

事務局の説明について、質疑を求めるがなし。

先ほど確認させてもらった内容のとおり、市の担当課から説明を受ける、説明会を 実施することで調整に入ってよいかについて諮り、委員全員の了承を得る。

【澁市委員】

資料に掲載された説明会は、定例の協議会以外で開催するのか。例えば、定例の協議会は7月16日に予定されているが、その日とは別の日に開催するということか。 あるいは、その定例の協議会の中で行うということか。

【堀川センター長】

今の案としては、定例の協議会の中で行うことを考えている。

【澁市委員】

もう一つ質問。市の担当課、あるいは関係する部署から来てもらい、説明してもら うわけだが、協議会の中で行われるので、当然委員はそれを聞けるとして、公開され た会議なので、傍聴人もいる。傍聴人は質問することができるのか。

【堀川センター長】

実際に傍聴人が何人来るか分からないが、例えば、委員が質問した後に、時間があれば、傍聴人の質問を許可することもできると思うし、全く質問を受け付けないとするのであれば、それもここで決めてもらえればよいと思う。ただ、公開の会議であり、説明会でもあることから、多くの方から質疑をしていただいても構わないと思う。

また、ハザードマップの件について、市の担当課に確認したところ、各町内会から 説明についての依頼があれば、担当課で説明に回るとのことであり、また文化会館の ような大きな会場にて、全市的な規模の説明会を設けることも検討しているとのこ とだった。

当日どれだけの傍聴人が来られるか分からないが、傍聴人の質問についての取り 扱いを委員から決めてもらって結構だと思う。

【澁市委員】

分かった。

【髙野副会長】

今の説明のとおり実施するということで調整に入ってよいかについて諮り、委員 全員の了承を得る。

【堀川センター長】

8月に計画している「雁木の保存を考えたまちづくりについて」の意見交換会に関する経過について、報告させてもらう。

5月24日に木田庁舎において、事務局と関係課で打ち合わせをした。結論から言うと、勉強会の実施方法としては、まず、全体会として市の現状等を話してもらった後、買い物弱者の時のグループ討議のように、班に分かれてそれぞれの思いを話してもらい、その後また全体で集まって、どのような意見が出たかということを、共有してもらうような流れで進めてはどうかと提案してある。そのやり方については確定はしていないが、次回の会議で、どのようなやり方がよいかということを、委員に諮りたいと考えている。

私の立場から、前回までの委員の議論を踏まえ、関係課との打ち合わせで話をしたことは、まず地域協議会が昨年、市に提出した意見書について、正面から市は向き合っていないのではないか、そのことについて委員の中では不満があるということを担当課に伝えた。その真意は、歯抜け状態になっている高田の雁木の現状について、

委員は本当に心配している。それを懸念することは全く不自然なことではない。そのことについては、市も同じではないかと率直に述べさせてもらった。市の担当課としても、このような議論を委員と話し合いたいと言っていた。その辺について腹を割って話をする。本日の会議のようなスタイルで、質疑応答を行うと、なかなか意見が出にくいこともあると思うので、買い物弱者の時のグループ討議の話し合いのように、例えば、司会役として、我々センターの職員がついて、委員は市の担当課と話し合ってもらう。そのようにざっくばらんに話ができる機会になればいいと思っている。その方向で進めさせてもらえればと思っている。

【髙野副会長】

ただ今のこの3件について、説明会、意見交換会となっているが、開催するからには委員から理解してもらい、実りあるものにしてもらいたいと思う。また正副会長と事務局で検討していきたいと思う。

―旧北本町ガス供給所地下水水質調査結果について―

【髙野副会長】

次第4報告(1)「旧北本町ガス供給所地下水水質調査結果について」に入る。 事務局に説明を求める。

【堀川センター長】

資料No.3 に基づき説明。

【髙野副会長】

事務局の説明について質疑を求める。

【松矢委員】

地元町内会に対し、ガス水道局は説明を行っているのか。ガス水道局では説明を行 う考えはあるのか。その辺は分かるか。

【堀川センター長】

北本町の地元町内会にガス水道局が説明に入ったかどうかというのは、承知していないが、この情報については、既に上越市ガス水道局のホームページで公開されていることは承知している。地元町内会に説明を行ったかどうかということは確認し

ないと分からない。確認した方がよければ、次回までに確認させてもらう。

【松矢委員】

不安を持っている住民もいるのではないかと思う。だから、検査結果については、 正常な結果が出たとしても、地元町内会にきちんと伝え、周知徹底した方が安心する のではないかと思う。

【堀川センター長】

了解した。その件について、次回までに確認して、報告させてもらうし、そのよう な意見が委員からあったことも伝える。

【髙野副会長】

では事務局から確認してもらい、次回報告するということでお願いしたい。

―その他―

【松矢委員】

1点お聞きしたい点がある。この前私がたまたま会議録の担当になったのだが、5 月20日に青田川を愛する会から地域協議会に対して公開質問状が出されたが、その後どうなったか。その経緯が分かったら教えてほしい。解決したのか、それともまだやり取りしていないのか。私も会議で発言している以上、その辺をはっきり知りたい。状況はどうなったのか、落ち着いたのか。

【髙野副会長】

事務局、その後、再質問が出されたなどの何か新たな情報はあるか。現状を説明してほしい。

【堀川センター長】

現在のところ、青田川を愛する会から、追加の質問をいただいていない。前回の会議が始まる前に、西山会長と会の関係者が話しをされたと聞いている。事務局では、会の関係者と直接やり取りを行っていないので、詳細については会長自身から説明をしていただく必要があると思う。

【松矢委員】

以前の会議でも、青田川を愛する会とやり取りがあった旨の話があった。次回でよ

いので、現在、会とはどのような状況になっているのかを報告してもらいたい。うやむやにするのではなく、会議録にも残っているので、しっかりと説明をしてほしい。

【髙野副会長】

では次回の協議会の時に、会長から青田川を愛する会と、その後の経過について報告してもらうことにしたい。そういうことで了承願いたい。

【松矢委員】

お願いする。

一事務連絡一

【髙野副会長】

「事務連絡」について、事務局に説明を求める。

【堀川センター長】

- ・協議会等日程 7月16日(火)午後6時30分~ 高田公園オーレンプラザ 調整どおりにいけば、ハザードマップに関する担当課からの説明をさせてもらい たいと思うし、他に案件が出てきたら、それについても追加させてもらう。
- •配布資料

まちづくり市民大学2019 公開講座案内チラシ ウィズじょうえつからのおたより

高田地区公民館たより

【髙野副会長】

事務局の説明について、質疑を求めるがなし。

本日は委員の協力のおかげで非常にスムーズに進行し、予定していた終了時間よりも早く終わりそうである。まだ時間があるので、委員から何かあれば、発言してほしいが、いかがか。

【杉本委員】

先ほどの雁木の話だが、市とタイアップして、雁木のいろいろな調査を継続し研究 している新潟大学の先生がいる。

【髙野副会長】

黒野先生だと思う。

【杉本委員】

その先生が、学生を連れて、5月26日頃に、まちの中を巡って調査していた。私も顔を存じているので、話をしたが、引き続き調査をしているとのことだった。先ほど言えばよかったのだが、終わる頃になってこんな話をして申し訳ないが、もしチャンスがあれば、市担当課からの説明を聞くのはもちろんとしても、それにプラスして、そのような先生から、おいでいただけるものであれば、話を聞く機会を作ってみたらどうかと思った。

【澁市委員】

それに関連して、市の創造行政研究所が、雁木というか、まちづくりについて、かなり研究している。7、8年前に研究所が出した報告書の中にも、雁木を中心としたまちづくりをテーマに何回も記事を書いているので、市の担当課だけではなく、創造行政研究所からも意見交換会に入ってもらうのは非常に意義があると思う。

【髙野副会長】

先ほど言った新潟大学の黒野先生は、現場で実際やっている、そういう調査。それと創造行政研究所は、もうちょっと大きな目でまちづくりというか、市のいろいろなことを調べている。大きい目と小さい目というか、そういう感じで捉えられていると思うので、事務局、今の意見を参考にしてもらいたいと思うので、よろしくお願いする。

【松矢委員】

同じ雁木の話だが、昨日の読売新聞の日曜版に、雁木の記事が掲載されていた。記事には髙野副会長の名前も出ていたが、全国紙に掲載されたので、雁木のことが全国に発信された。雁木は高田の財産であることは事実なので、やはり市からも真剣に考えてもらいたいと思う。今後、我々委員も意見を出していきたいと思う。

【髙野副会長】

5月頃だったか、そのような内容の記事を掲載したいという相談があり、いろいろ取材を受けたが、その後、全く音沙汰がなかったので採用されないのかと思ったら、掲載された。掲載後、記事を読んだ方から電話があり、雁木について問い合わせをいただいた。やはり全国紙は反響が違うと感じた。そのような面で、高田のオンリーワ

ンというと、雁木と瞽女ではないかと、小川委員とよく話をするのだが、今回、それ を記事に取り上げてもらったのは非常によかったと思う。

- ・会議の閉会を宣言
- 9 問合せ先

自治・市民環境部 自治・地域振興課 南部まちづくりセンター

TEL: 0 2 5-5 2 2-8 8 3 1 (直通)

E-mail:nanbu-machi@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料もあわせて御覧ください。